

大和郡山市
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月

目 次

第Ⅰ章 はじめに	1
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 大和郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	1
3. 本市行動計画の対象とする感染症	2
第Ⅱ章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	3
1. 対策の目的・基本的戦略	3
2. 対策の基本的な考え方	4
3. 対策実施上の留意点	5
4. 被害想定	6
5. 社会・経済への影響	7
6. 発生段階	7
7. 対策推進のための役割分担	8
8. 行動計画の主要6項目	11
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
第Ⅲ章 各段階における対策	21
【未発生期】	21
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【海外発生期】	25
(1) 情報収集	
(2) 情報提供・共有	
(3) 予防・まん延防止	
(4) 医療	
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内未発生期（国内発生早期以降）】	28
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	

(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内発生早期】	33
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【県内感染期】	38
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
【小康期】	43
(1) 実施体制	
(2) 情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保	
資料編	46
1. 用語解説	
2. 特定接種の対象となり得る業種・職務	
3. 大和郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例	

第Ⅰ章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2. 大和郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

平成25年6月、国は新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）を示した。また、奈良県においては、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成26年1月に奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

以上のような国や県の動きを踏まえ、特措法第8条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合を確保しつつ、大和郡山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定する。

なお、策定に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聞くことが定められていることから、大和郡山市医師会に計画（素案）を提示し、意見を頂いた。

また、特措法第26条の規定に基づき、平成25年4月に大和郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、本市対策本部の体制整備を行った。

今後、政府行動計画・県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

3. 本市行動計画の対象とする感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

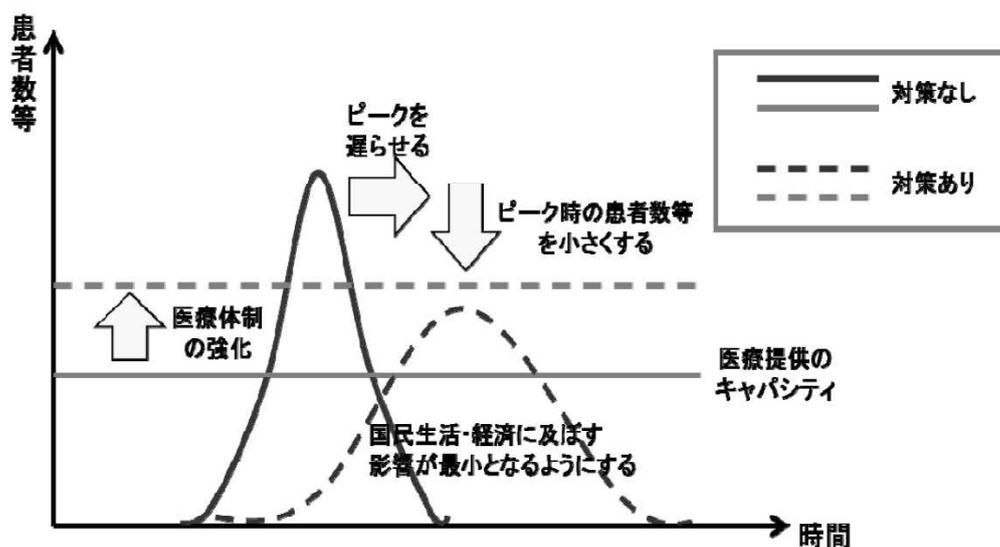
第Ⅱ章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として、本市は、国、県、関係機関と連携して対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 初期段階において、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務を始め市民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



<県の行動計画より抜粋>

2. 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

本市においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制などを考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発、市、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替えるとともに、国が実施する検疫強化等の水際対策に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- (3) 県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の実施について、必要に応じ協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 県内で感染が拡大した段階では、国・近隣市町村・事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市等の対策に加え、事業者や市民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

3. 対策実施上の留意点

県・市・指定（地方）公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画や業務計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

（1）基本的人権の尊重

本市は、対策の実施に当たっては、基本的人権の尊重を基本としつつ、県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（3）関係機関相互の連携協力

本市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、本市対策本部長は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を、必要に応じ要請する。

(4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における対策実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高いインフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として次のように想定しており、本市行動計画では、政府行動計画や県行動計画で示された推計を参考に、健康被害を想定した。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約 8,900人 ～ 17,200人と推定
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、中等度を致死率 0.53%、重度を致死率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 370人、死亡者数の上限は約 120人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 1,400人、死亡者数の上限は約 450人になると推計
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で8週間程度続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は、約 70人、重度の場合は約 280人と推計

項目		全国	奈良県	大和郡山市
人口（平成22年）		約 1億2,806万人	約 140万人	約 89,000人
り患者数（25%）		約 3,200万人	約 35万人	約 22,250人
医療機関を受診する患者数		約 1,300万～ 約 2,500万人	約 14万～ 約 27万人	約 8,900～ 約 17,200人
入院患者数	中等度	約 53万人	約 5,800人	約 370人
	重度	約 200万人	約 22,000人	約 1,400人
一日最大入院患者数	中等度	約 10.1万人	約 1,100人	約 70人
	重度	約 39.9万人	約 4,400人	約 280人
死亡者数	中等度	約 17万人	約 1,900人	約 120人
	重度	約 64万人	約 7,000人	約 450人

<留意点>

- ・これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在の我が国の医療体制、衛生状況については考慮されていない。
- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。

5. 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示す。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて5%程度と考えられるが、従業員自身がり患するほか家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤する事態が想定される。

6. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予（あらかじめ）め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

本市行動計画は、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内未発生早期（国内発生期）、県内発生早期、県内感染期及び小康期に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

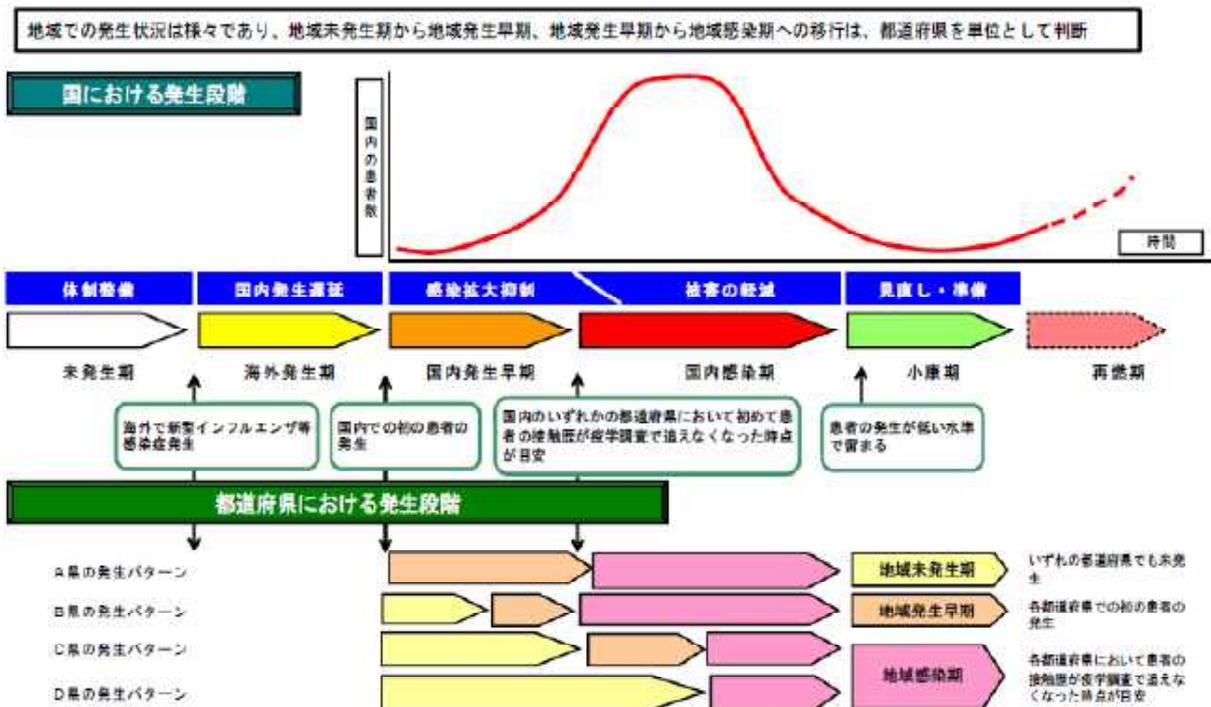
県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対 策 の 目 的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく対策本部を設置する 国内外の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める 国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認
県内未発生期 (国内発生早期)	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、市内発生の遅延と早期発見に努める 市内発生に備えた体制整備を行う
県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大をできる限り抑える 患者に適切な医療を提供する 感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える 市民生活・経済への影響を最小限に抑える
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞



＜県の行動計画より抜粋＞

7. 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国

際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。(特措法第3条) 新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針(以下「基本的対処方針」という。)に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条) 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部(以下、県対策本部とする。)」を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 市

市は、県の行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する(特措法第3条)。市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、医療、医薬品または医療機器の製造または販売、電気またはガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの(特措法第2条)であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する。(特措法第3条)

(6) 登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者(特措法第28条)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等が発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続

的に実施するよう努めなければならない。(特措法第4条第3項)

(7) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防及び対策の協力を努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない(特措法第4条第1項・第2項)。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない(特措法第4条第1項)。新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての体制の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策(地域医療体制の確保、感染拡大防止策等)の主体 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置(外出自粛・施設使用制限等)を実施
市	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指 定 (地 方) 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等(日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等) ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策(医療提供・社会機能維持等)を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染予防対策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

8. 行動計画の主要6項目

本市行動計画は、その目標と活動を、国及び県の行動計画に準拠しながら、以下の6つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、(1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保である。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

本市は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、県等と連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方策を検討し、事前の準備の進捗を確認する等、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに、市長、副市長並びに教育長を含む各部局の長からなる、対策本部を設置し、国及び県対策本部が示す基本的対処方針をもとに市内の対策を決定する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、各部局で業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する分野の関係機関、関係団体との情報交換や連携を強化する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、国及び県が実施する各種サーベイランスに協力をする。

(3) 情報提供・共有

(ア) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、市のみならず、国、県、関係機関、事業者、地域等が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

(イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の活用を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関して周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒らに対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係機関等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。広報担当部署を中心とし、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安にこえるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせる

ことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

(イ) 主なまん延防止策

市は、個人における対策として、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）や感染症法に基づく措置がスムーズにかつ有効的に行えるように協力を行う。

また、市民には、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

(ウ) 予防接種

① ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

② 特定接種

②-1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

- ・「医療の提供業務」または「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たって

は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者等を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

②-2 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、県又は市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

③住民接種

③-1 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい 順序（仮定）	優先順位
重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児

		>成人・若年者	③高齢者 ④成人・若年者
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者>成人・若年者 >高齢者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者>高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者>成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

<県の行動計画より抜粋>

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦等
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③-2 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、市内医療機関等の協力を得て、早期に接種体制の構築を図る。

④留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

(5) 医療

(ア) 基本的な考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 地域の医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・ 県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

(イ) 発生前における医療体制の整備

県が行う医療体制の整備について、市は、保健所等と連携し、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備ができるように協力を行う。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

- ・ 県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、市立休日応急診療所については、市医師会と調整を図りながら対応していく。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・ 同時に、県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ・ しかし、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また在宅療養支援体制を整備することも重要である。

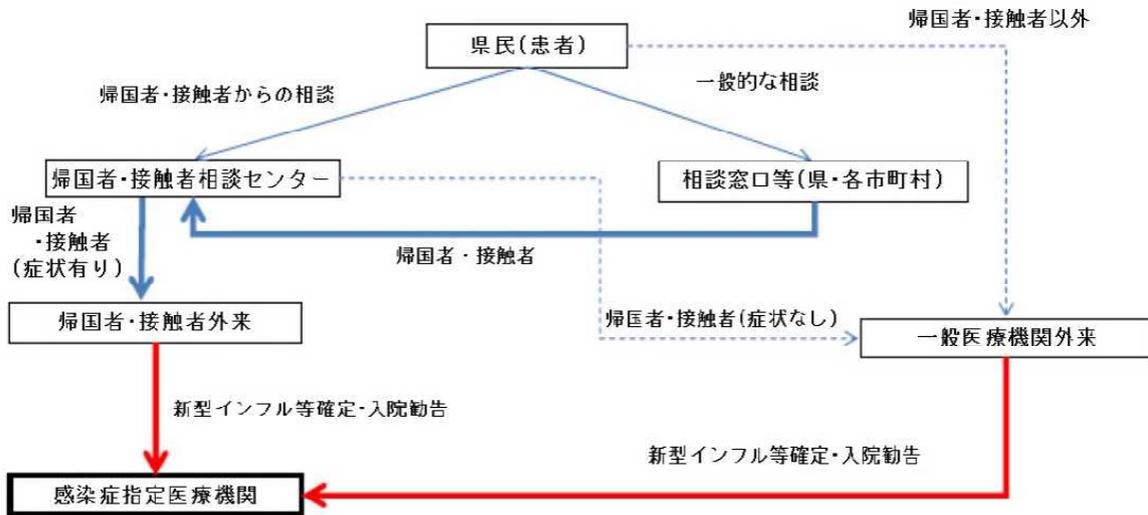
- 医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

＜県の行動計画の抜粋＞

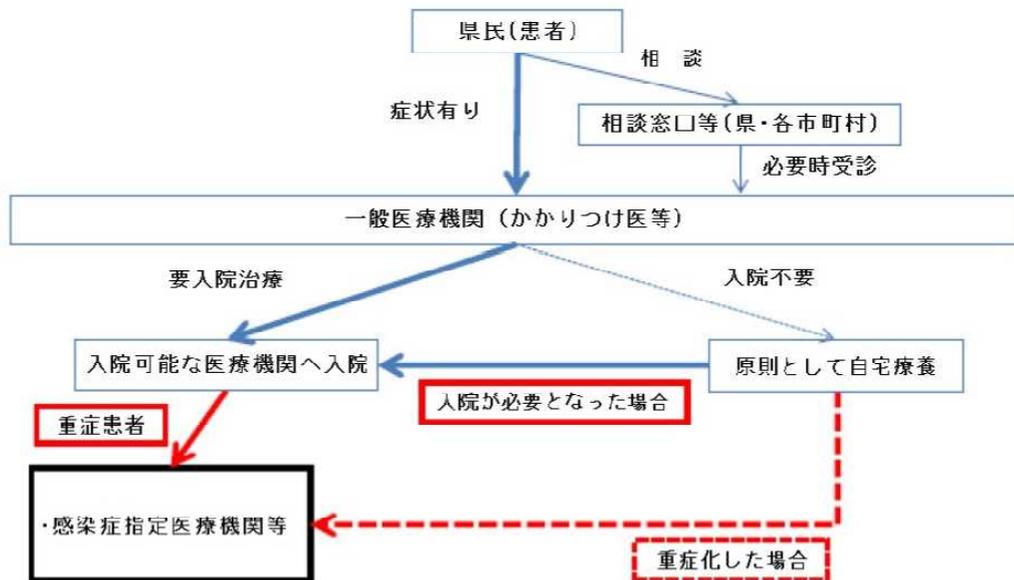
県の行動計画に基づく対策の中で、既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市は関係機関と連携し、県が行う臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制の確保に協力をする。

＜発生段階ごとの医療体制＞

医療体制＜海外発生期～国内発生早期＞



医療体制＜県内感染期＞



- ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
- 海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。
- 県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)

＜県の行動計画より抜粋＞

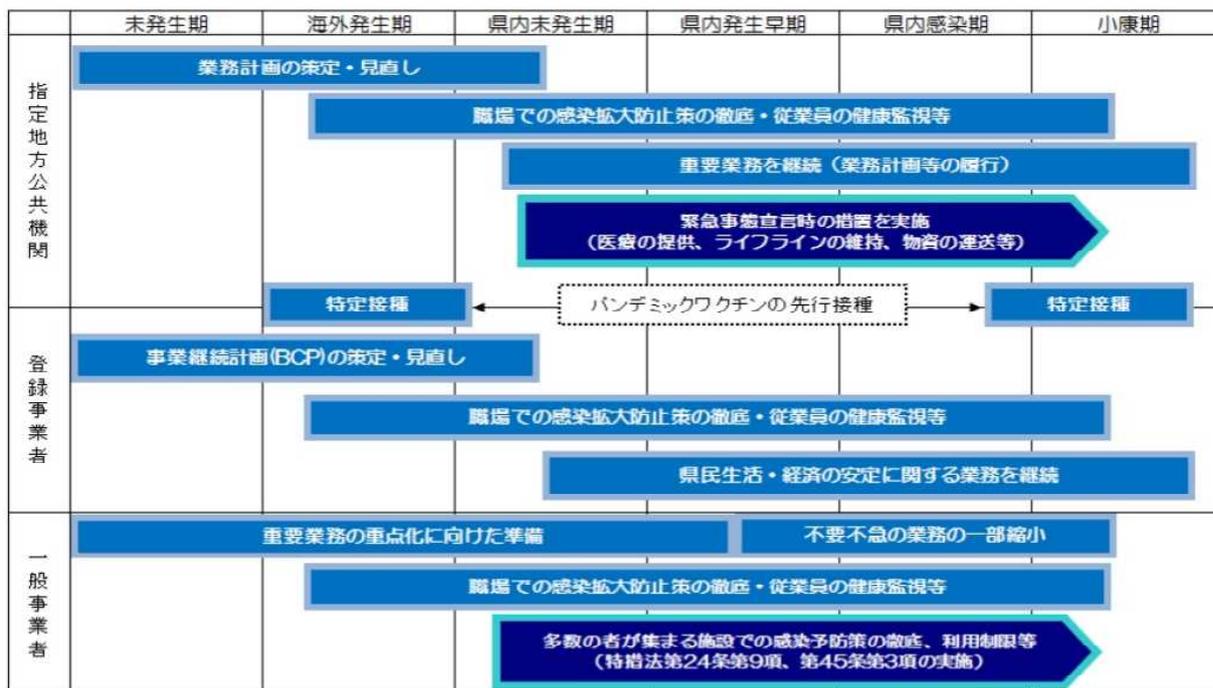
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間続くと予測されている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予想され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、県、市、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要であり、一般の事業者や市民においても事前の準備を行うよう、市は働きかける。

対策の例		概要
市民への呼びかけ		<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルの対策（咳エチケット・手洗い・うがい等）等基本的な感染予防策 自ら患者になった場合の基本的行動等の理解促進
患者・濃厚接触者への対応		<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の診療 患者の感染症指定医療機関への入院 濃厚接触者への外出自粛要請、健康観察 濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与 基礎疾患を有する者や多数が居住する施設等への感染予防強化
の活 要動 請の 縮 小 等	学校・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> 学級閉鎖・臨時休校・入学試験の延期等
	集会・興業施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用制限、活動の自粛等
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 職場における感染予防策、従業員の健康管理の徹底 事業継続に不可欠な重要業務以外の業務縮小
	公共交通機関等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのマスク着用励行の呼びかけ等
水際対策		<ul style="list-style-type: none"> 検疫所等と連携した入国者に対する健康監視、渡航予定者への情報提供等
特定接種・住民接種		<ul style="list-style-type: none"> 医療、社会機能維持に係る事業者等へのプレパンデミックワクチンの先行接種 住民に対する、速やかな予防接種実施に向けた体制の構築

< 指定地方公共機関、登録事業者等の対応例 >



< 県の行動計画より抜粋 >

第三章 各段階における対策

【未発生期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ①発生に備えて体制の整備を行う。 ②国際的な情報を踏まえ、国及び県との連携のもとに、発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ①新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対応策等に関し、市民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

1) 行動計画等の作成・見直し

本市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画または業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(市民安全課、保健センター、関係各課)

2) 体制の整備及び国・県等との連携強化

本市は、国・県等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

(2) 情報収集

(1) 本市は、県等と連携して新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集

する。(保健センター)

- (2) 本市は、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力する。(保健センター、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

1) 継続的な情報提供

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。(市民安全課、保健センター)
- (2) 本市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健センター、関係各課)

2) 体制整備等

本市は、情報提供の体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等発生時に、一元的に市民へ情報提供を行うために、情報(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)を集約してわかりやすく継続的に提供(ホームページ、広報紙等の利用可能な複数の媒体を活用)する体制を構築する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- (2) 県や関係機関等とのメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- (3) 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、県等と連携しながら本市の相談窓口等を設置する準備を進める。(市民安全課、保健センター)

(4) 予防・まん延防止

1) 個人における対策の普及

- (1) 本市は、市内の学校、保育施設、福祉施設、事業者等と連携し、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策を、また、自らの感染が疑わしい場合、保健所に連絡すること、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策の周知を図る。(市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、学校教育課、関係各課)
- (2) 本市は、県が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請について、市民への理解促進を図る。(市民安全課、保健センター、関係各課)

2) 地域対策・職場対策の周知

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染症対策について周知を図る準備を行う。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を県が実施することについて、必要に応じて協力する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

3) 接種体制の構築

(1) 特定接種

- ①本市は、国が進める登録事業者の登録に関し、国が作成した登録実施要領(特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示すもの)に基づく事業者に対しての登録作業にかかる周知について、必要に応じて協力する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- ②本市は、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する事務手続きについて、国からの要請に基づき、必要に応じて協力する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- ③本市は、特定接種の対象となり得る市職員・登録事業者等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、接種体制の構築を準備する。(秘書人事課、保健センター、関係各課)

(2) 住民接種

- ①本市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(保健センター)
- ②本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、大和郡山市以外の市町村における予防接種を可能にするよう努める。(保健センター)
- ③本市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健センター)

(3) 情報提供

本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(保健センター)

(5) 医療

1) 地域医療体制の整備

本市は、保健所を中心として設置される対策会議等に参加し、地域の関係者と密接に連

携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備の推進に協力する。(市民安全課、保健センター)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、国の要請に基づいて、県内感染期における高齢者・障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きについて検討する。(介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、関係各課)

2) 火葬能力等の把握

本市は、県と連携し、火葬または埋葬を行うための体制の整備を行い、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討を行う。(環境政策課)

3) 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または必要に応じ、施設及び設備を整備等する。(市民安全課、保健センター)

4) 市民への呼びかけ

本市は、個人・家庭に対する食料備蓄の呼びかけを行う。(市民安全課、関係各課)

【海外発生期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ①国内（県内・市内）発生の早期発見に努める。 ②国内（県内・市内）発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ②対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ③県内・市内発生を早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。 ④海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。 ⑤市民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制整備等、県内・市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（１）情報収集

- (1) 本市は、県等と連携して新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健センター）
- (2) 本市は、引き続き、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査に協力する。（保健センター、学校教育課）

（２）情報提供・共有

1) 情報提供

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。（市民安全課、保健センター）

(2) 本市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市の広報・ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(市民安全課、保健センター、関係各課)

2) 情報共有

本市は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(市民安全課、保健センター)

3) 相談窓口等の設置

本市は、通常の保健事業に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を、県の要請に基づいて設置し、国が作成したQ&A等に基づき、適切な情報提供を行う。(市民安全課、保健センター)

(3) 予防・まん延防止

1) 予防接種

(1) 特定接種の接種体制

本市は、国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(秘書人事課、保健センター、関係各課)

(2) 住民接種の接種体制

①本市は、国及び県が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、接種体制の準備を行う。(保健センター)

②本市は、市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、市内医療機関等関係機関と連携し、具体的な接種体制の構築をする。(保健センター)

2) 情報提供

本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(保健センター)

(4) 医療

1) 帰国者・接触者相談センターの周知

本市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、国の要請に基づき、県が設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者

外来を受診するよう県等が行う周知に適宜協力をする。(市民安全課、保健センター)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

本市は、県と連携し、市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう協力依頼する。(保健センター、地域振興課)

2) 遺体の火葬・安置

本市は、国から県を通じて行われる、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う旨の要請を受け対応する。(環境政策課)

3) 食料品、生活必需品等の確保

本市は、県が行う医療品、食料品等を確保するため、生産、流通、運送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続の準備要請において、適宜協力をする。(市民安全課、保健センター)

【県内未発生期（国内発生早期以降）】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ①県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。 ②県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ①県内の発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 ②国内発生、流行拡大に伴って、国や県が定める方針等について必要な対策を行う。 ③県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

（１）実施体制

1) 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合には、速やかに市対策本部を設置し、国、県の対処方針に基づき、対策について検討し、実行する。（市民安全課、保健センター）

（２）情報収集

- (1) 本市は、県と連携して、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。（市民安全課、保健センター）
- (2) 本市は、引き続き、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査に協力する。（保健センター、学校教育課）

（３）情報提供・共有

1) 情報提供

- (1) 本市は、県等と連携して、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限

りリアルタイムで情報提供する。（市民安全課、保健センター、関係各課）

- (2) 本市は、特に、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。（市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、学校教育課、関係各課）
- (3) 本市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（市民安全課、保健センター、関係各課）

2) 情報共有

本市は、引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。（市民安全課、保健センター）

3) 相談窓口等の充実・強化

本市は、県からの要請を踏まえ、国が作成したQ & Aを活用して、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。（市民安全課、保健センター）

(4) 予防・まん延防止

1) 県内での感染拡大防止対策の準備

- (1) 本市は、国、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の協力依頼を行う。（市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、学校教育課、関係各課）
- ・市民・事業所・福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を協力依頼する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に協力依頼する。
- (2) 本市は、県の要請に基づき、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう協力依頼する。（介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、学校教育課、関係各課）

2) 予防接種（特定接種）

本市は、引き続き、国・県と連携し、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（秘書人事課、保健センター、関係各課）

3) 予防接種（住民接種）

- ア パンデミックワクチンが全国民分製造されるまでには一定の期間を要する。本市は、ワクチンの供給が可能となり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）について、国が決定した接種順位に基づき接種を開始するとともに、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。（市民安全課、保健センター、関係各課）
- イ 本市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（保健センター）

4) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- (1) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。（市民安全課、保健センター、関係各課）
 - ア 外出自粛の要請に係る周知
県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
 - イ 施設の使用制限の要請に係る周知
県が特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
 - ウ 職場も含めた感染対策の徹底の要請に係る周知
県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含めた感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
- (2) 本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健センター）

(5) 医療

1) 帰国者・接触者相談センターの周知

本市は、引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者

は、国の要請に基づき、県が設置する帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう県等が行う周知に適宜協力をする。（市民安全課、保健センター）

2) 抗インフルエンザウイルス薬

本市は、県からの要請に基づき、県内発生早期、県内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用する。（保健センター）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

本市は、引き続き、市内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を協力依頼する。（保健センター、地域振興課）

2) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力依頼する。（市民安全課、地域振興課、関係各課）

3) 遺体の火葬・安置

本市は、引き続き、県内感染期に備え、国から県を通じて行われる、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う旨の要請を受け対応する。（環境政策課）

4) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- (1) 本市は緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。
- ア 水の安定供給
水道事業者である本市は、市行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道部）
 - イ サービス水準に係る市民への呼びかけ
本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係各課）
 - ウ 生活関連物資等の価格の安定等
本市は、国や県と連携し、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の

安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の協力依頼を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係各課）

【県内発生早期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> • 県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 • 国内では、国内発生早期または国内感染期にあることが想定される。 (国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 (国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。) • 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ①県内での感染拡大をできる限り抑える。 ②感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ①感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。 ②医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。 ③県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ④住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- (1) 本市は、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえた県からの要請に基づき、市対策本部の設置の準備をする。(市民安全課、保健センター)
- (2) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに大和郡山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。(市民安全課、保健センター)
- (3) 市対策本部は県対策本部と連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策を進める。(市民安全課、保健センター)

(2) 情報収集

- (1) 本市は、引き続き、県と連携して、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。
(市民安全課、保健センター)
- (2) 本市は、引き続き、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力する。(保健センター、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

- (1) 本市は、引き続き、県等と連携して、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- (2) 本市は、特に、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策に係る情報を適切に提供する。(市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、学校教育課)
- (3) 本市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

2) 情報共有

本市は、引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(市民安全課、保健センター)

3) 相談窓口等の充実・強化

本市は、引き続き、県からの要請を踏まえ、国のQ&A等を活用し、相談窓口の充実・強化を図る。(市民安全課、保健センター)

(4) 予防・まん延防止

1) 市内での感染拡大防止策

本市は、国、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対し

て次の協力依頼を行う。(市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、学校教育課、関係各課)

- (1) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- (2) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染拡大防止策の徹底を協力依頼する。
- (3) 公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう協力依頼する。
- (4) 県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう協力依頼する。
- (5) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業等(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に協力依頼する。

2) 予防接種体制

(1) 予防接種(特定接種)

本市は、引き続き、市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。(秘書人事課、保健センター、関係各課)

(2) 予防接種(住民接種)

ア 本市は、国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、国の求めに基づき、接種に関する情報提供を開始する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

イ 本市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健センター)

3) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。(市民安全課、保健センター、関係各課)

ア 外出自粛の要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

イ 施設の使用制限の要請に係る周知

県が特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市

は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

ウ 職場も含めた感染対策の徹底の要請に係る周知

県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含めた感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

- (2) 本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を速やかに実施する。(保健センター)

(5) 医療

1) 帰国者・接触者相談センターの周知

本市は、引き続き、県等の要請に基づき、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう県等が行う周知に適宜協力をする。(市民安全課、保健センター)

2) 患者への対応

帰国者・接触者外来、帰国者接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行なうこと。なお、市立休日応急診療については、市医師会と調整を図りながら対応していく。(保健センター)

3) 在宅患者等への支援

本市は、県の要請に基づき、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への搬送)や自宅で死亡した患者への対応に係る準備をする。(介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策を実施するよう協力依頼する。(市民安全課、地域振興課)

2) 遺体の火葬・安置

本市は、引き続き、県内感染期に備え、国から県を通じて行われる、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の

確保ができるよう準備を行う旨の要請を受け対応する。(環境政策課)

3) 要援護者への生活支援

本市は、県の要請に基づき、要援護者への生活支援等を行う。(介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター)

4) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 本市は緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

ア 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道部)

イ 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の協力依頼を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(市民安全課、地域振興課、関係各課)

【県内感染期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> • 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 • 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 • 国内では、国内感染期にある。 <p>(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ①健康被害を最小限に抑える。 ②市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ①感染拡大を止めることは困難な時期であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 ②県は県内において実施すべき対策の判断を行い、本市はそれに対して協力する。 ③状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ④欠勤者の増大が予想されるが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ⑤医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ⑥状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

本市は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、市対策本部会議を開催し、基本的対処方針及び市行動計画に基づく対策等を協議、実行する。(市民安全課、保健センター)

1) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- (1) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。(市民安全課、保健センター)
- ア 本市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- イ 本市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) 情報収集

1) 新型インフルエンザに関する情報収集

- (1) 本市は、引き続き、県と連携して、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。(市民安全課、保健センター)
- (2) 本市は、引き続き、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力する。(保健センター、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

- (1) 本市は、引き続き、県等と連携して、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外での発生状況、現在の対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(市民安全課、保健センター、関係各課)
- (2) 本市は、特に、一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策に係る情報を適切に提供する。また、社会活動の実施状況についても、情報提供する。(市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、学校教育課)
- (3) 本市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

2) 情報共有

本市は、引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(市民安全課、保健センター)

3) 相談窓口等の継続

本市は、引き続き、県からの要請を踏まえ、国のQ&A等を活用し、相談窓口を継

続する。(市民安全課、保健センター)

(4) 予防・まん延防止

1) 市内での感染拡大防止策

本市は、国、県と連携し、業界団体等を経由し、または直接市民、事業者等に対して次の協力依頼を行う。(市民安全課、介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター、地域振興課、学校教育課、関係各課)

- (1) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
- (2) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染拡大予防策の徹底を協力依頼する。
- (3) 公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう協力依頼する。
- (4) 県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう協力依頼する。
- (5) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づき、臨時に学校の全部または一部の休業を行うよう学校の設置者に協力依頼する。

2) 予防接種体制

本市は、県の要請があったときは、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健センター)

3) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- (1) 本市は、緊急事態宣言がなされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、上記の対策に加え、以下の対策を行う。(市民安全課、保健センター、関係各課)
 - ア 外出自粛の要請に係る周知
県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、本市は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
 - イ 施設の使用制限の要請に係る周知
県が特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、本市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
 - ウ 職場も含めた感染対策の徹底の要請に係る周知
県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含めた感染対策の徹底の要請を行う場合は、本市は、関係団体等と

連携して、迅速に周知徹底を図る。

(2) 本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。(保健センター)

(5) 医療

1) 在宅患者等への支援

本市は、引き続き、県の要請に基づき、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター）

2) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 本市は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じ
て行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。(保健センター)

ア 市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が臨時の医療施設を設置し、医療を提供することに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染予防策を継続するよう協力依頼する。(市民安全課、地域振興課)

2) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力依頼する。(市民安全課、地域振興課、関係各課)

3) 要援護者への生活支援

本市は、引き続き、県の要請に基づき、要援護者への生活支援等を行う。(介護福祉課、地域包括支援センター、厚生福祉課、こども福祉課、保健センター)

4) 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(1) 本市は緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

ア 業務の継続等

本市は、県が、指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者に対し、事業の継続を行うよう要請し、その際、国が示す事業継続のための法令の弾力運用について周知を行うことに協力する。また、各事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認することに協力する。（関係各課）

イ 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画または業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道部）

ウ サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係各課）

エ 生活関連物資等の価格の安定等

- 本市は、国や県と連携し、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の協力依頼を行う。（関係各課）
- 本市は、国や県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民へ迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係各課）
- 本市は、国や県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずる恐れがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（関係各課）

オ 埋葬・火葬の特例等

本市は、県の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、県は、緊急の必要があると認めるときは、他の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めるよう、国に対して要請する。（環境政策課）

【小康期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
対策の目的
① 市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医療品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早期に回復を図る。 ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

1) 市対策本部の廃止

本市は、国が緊急事態解除宣言をした場合、速やかに市対策本部を廃止する。(市民安全課、保健センター)

(2) 情報収集

1) 新型インフルエンザに関する情報収集

- (1) 本市は、引き続き、県と連携して、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。(市民安全課、保健センター)
- (2) 本市は、引き続き、県が実施する、学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力する。(保健センター、学校教育課)

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供

- (1) 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の

終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(市民安全課、保健センター、関係各課)

- (2) 本市は、市民から相談窓口寄せられた問い合わせを取りまとめ、県へ報告し、情報提供の在り方の評価・見直しを行う。(市民安全課、保健センター)

2) 情報共有

本市は、引き続き、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を継続し、第二波に備える。(市民安全課、保健センター)

3) 相談窓口等の縮小

本市は、状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。(市民安全課、保健センター)

(4) 予防・まん延防止

1) 予防接種体制

本市は、県の要請を受け、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健センター)

2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- (1) 本市は、県の要請を受け、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(保健センター)

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

1) 市民・事業者への呼びかけ

本市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう協力依頼する。(市民安全課、地域振興課、関係各課)

2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(1) 業務の再開

本市は、県と連携し、市内の事業者に対し、市内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係各課)

(2) 緊急事態措置の縮小・中止

本市は、県と連携し、県内・市内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。（関係各課）

資料編

1 用語解説

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの

症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその

死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び言方間看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人思賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化	B-2	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
化粧品等卸売業	B-3		発生時における必要な医療用医薬品の販売	
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 内陸水運業 沿海海運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等 緊急物資（特措法施行 発生時における必要な 令第14条で定める医 薬品、食品、医療機器 その他衛生用品、燃料 をいう。以下同じ。） の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客運送及び緊急物資 の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 電気の安定的・適切な 供給	経済産業省
道路貨物運 送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運 送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車 運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		振替機関		
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等 発生時における石油製 品（LPガスを含む） の供給	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等 発生時における石、由 製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等 発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小 売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品（缶詰・農産 保存食料品、精穀・精 粉、パン・菓子、レト ルト食品、冷凍食品、 めん類、育児用調整粉 乳をいう。以下同 じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小 売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品、生活必需品 （石けん、洗剤、トイ レットペーパー、ティ ッシュペーパー、シャ ンプー、ごみビニール 袋、衛生用品をいう。 以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造 業	B-5	缶詰・農産保存食料品 製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）		
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPGガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPGガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ事の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医疫施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫 支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

○大和郡山市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月22日
大和郡山市条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、大和郡山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 前各項に掲げるもののほか、対策本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

■ 資料編 ■

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

2 災害派遣手当の支給に関する条例（平成8年6月大和郡山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略